

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習受講申込書

静岡県建設労働組合

執行委員長

殿

* 受付番号

* 修了番号

ふりがな				⑩	写真貼付 (3cm×2.5cm) 一部のりづけ
受講者氏名					
生年月日	昭和・平成	年	月	日 (満 歳)	
電話番号	()	性・別	男・女		
現住所	〒				

受講者の受講資格(受講資格の当該番号を○で囲んでください)

1	木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業(次号において「構造部材の組立て等の作業」という。)に3年以上従事した経験を有する者。*作業従事証明書に証明が必要です。
2	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者。卒業証明書の添付及び右記作業従事証明書に証明が必要です。
3	その他厚生労働大臣が定める者。*当該訓練修了証等の添付及び右記作業従事証明書に証明が必要です。

※注) 作業従事期間とは満18歳以上において作業に従事した期間です。

講習の一部免除を希望する範囲(裏面備考2の区分による)	該当免除事由番号を記入すること
-----------------------------	-----------------

* 技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証明する書面を裏面に添付してください。

証明書

上記受講者の従事経験を以下のとおり証明いたします。

自 昭和・平成 年 月
至 令和 年 月
(年 ヶ月従事いたしました)

令和 年 月 日

事業所名

所在地 〒

事業主名

⑩

※個人事業主又は一人親方の方は、本証明と合わせて、別紙「個人事業主・一人親方実務経験証明書」に証明を受けてください

- (注) 1 この申込書に記入していただいた個人情報、技能講習の事業以外に一切使用いたしません。
2 身分証明書(運転免許証等)の写し、一部免除を受ける方は資格を証明する書類の写しを貼付けしてください。
3 下記の受講票にも記入して下さい。

----- 切り離さないこと -----

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 《受講票》

写真貼付
(3cm×2.5cm)
全面のりづけ

受講者氏名				*受講番号	
現住所	〒				
* 受講日時	令和	3年	11月	18日	午前9時00分開講
	令和	3年	11月	19日	午前9時00分開講
* 受講場所	静岡駅前会議室 B館301号室				

* 受講票は当日会場受付に提出してください。遅刻早退は認められませんのでご注意ください。

(備 考)

1. 受講資格

(1)	木造建築物の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者(作業経験は満18歳になってからのもの。)
(2)	学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者
(3)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系木造建築科、建築施工系とび科又は建築施工系プレハブ建築科の訓練を修了した者で、その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者
(4)	職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者で、その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者
(5)	旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施工規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練又は別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練(職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者で(とび科においては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科においては木質構造施工についての技能を専攻したものに限る。)その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者
(6)	職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練又は旧職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練(旧職業訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者で、その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者
(7)	職業訓練法(昭和53年改正省令)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち旧職業訓練法施工規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練を修了した者で(旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧職業訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練を修了した者を含む。)(とび科においては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科においては木質構造施工についての技能を専攻したものに限る。)その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者

2. 受講の一部免除者

受講の免除を受けることができる者		講習科目
(1)	一 型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
(2)	二 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	
(3)	三 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	
(4)	四 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	
(5)	一 第一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる者	木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識
(6)	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練(旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者(とび科の訓練を修了した者にあつては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科を修了した者にあつては木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。)	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
(7)	三 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)別表第一に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者	
(8)	職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識

注) 技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証明する書面を添付すること

運転免許証・資格証明書貼付け欄

実施管理者	受付者